

財務に関する報告書の提出について

測量法第55条8の規定に基づく書類(財務に関する報告書)を提出される場合には下記の点に注意してください。

1 . 注意事項

提出期限は、事業年度終了後3ヶ月以内となっています。

提出部数は、正本1部及び登録を受けている営業所が所在する都道府県の数の写しが必要です。

(例)

宮城県、福島県、山形県に登録を受けた営業所が各1カ所以上ある場合

正本1部(主たる営業所がある県)と写し3部(宮城県、福島県、山形県)が必要となります。

宮城県に1カ所、福島県に3カ所の営業所がある場合

正本1部(主たる営業所がある県)、写し2部(宮城県、福島県)が必要となります。

写しは各都道府県庁へ閲覧のため送付します。

記載漏れや転記ミス、合計額等の不備等が無いかを必ず確認してください。

公衆の閲覧に供さなければならないため、ご了承ください(詳しくは、測量法第55条の12を参照ください)。

納税証明書は、当該決算期分の法人税の納税証明書その1(個人事業者の場合は、所得税の分)を添付してください(正本に原本を、写しには複写したものを添付してください)。

損益計算書の「完成測量原価」は完成測量原価報告書の「完成測量原価」の金額と一致します。

「記載例」(法人)・ (個人) も参考にしてください。

2 . 提出方法等

財務報告書は、郵送にて提出してください。

(提出先)

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟

国土交通省 東北地方整備局 建政部 建設産業課 測量業係

022-225-2171(内線6156)

<参考> 国土交通省 HP

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000209.html